

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について同年6月に総合的な対策をとりまとめたところ。

総合的な対策

主な実施項目

全体 : **83** / 85 項目 着手済

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

**27** / 27 項目  
着手済

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化
- ・ **整備管理者向けの研修・講習の拡充**

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

**21** / 21 項目  
着手済

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

**9** / 10 項目  
着手済

- ・ **監査対象の重点化による国の監査業務の見直し**
- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化
- ・ ICTの活用等による監査事務効率化の措置の開始

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

**20** / 20 項目  
着手済

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け
- ・ **ランドオペレーターに対する規制の新設**

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

**14** / 15 項目  
着手済

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

・ 主な実施項目の赤字は、平成29年4月19日以降に「着手済」となった項目。

※詳細は、以下のページ内、「○進捗状況」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html)